

看護職員の負担軽減及び処遇の改善に関する取組事項

当院では、看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資することを目的とする計画を策定し、これに基づき以下の取り組みを実施しています。患者さん、ご家族の皆さんにも、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1.看護職員の負担軽減及び処遇の改善に資する体制

(1) 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に関する責任者

看護・療育部長 秋友 ミカ

(2) 看護職員の勤務状況の把握等

週平均40時間、連続勤務 5 日間、時間外労働が発生しないような業務量の調整

2交代の夜勤に係る配慮、明けの翌日は原則休み、仮眠2時間を含む休憩時間の確保

(3) 多職種からなる役割分担推進の為の委員会または会議

業務改善検討委員会 開催頻度年6回 ※師長・主任会内で実施

(4) 看護職員の負担軽減及び処遇の改善に資する計画

計画の策定、年 1 回の見直し、職員への周知（院内掲示、ホームページに掲載）

(5) 看護職員の負担の軽減及び処遇改善に関する取組事項の公開

ホームページ掲載及び院内に掲示

2.勤務環境、処遇の改善

(1) 妊娠・子育て中、介護中の看護職員に対する配慮

妊娠・子育て中、介護中の看護職員が利用できる制度により、職員が働きやすい環境づくりに努めています。

・院内保育所の設置

・短時間勤務、育児休業の延長、夜勤の減免など、勤務形態について個別相談・対応

・子の看護休暇、育児休業・介護休業の取得及び、半日・時間単位の休暇制度

(2) 配慮した勤務表作成

夜勤明けの翌日は原則休み、変則シフトによる繁忙時間帯の業務分担配慮業務に必要な

研修などは勤務扱い

(3) 多様な勤務体系の採用

パート職員向けに、本人の希望を重視した多様な勤務形態を導入することで人材の確保に努めています。

・短時間雇用スタッフの活用や夜勤専従者の確保

(4) 看護職員の適正配置

看護職員の積極的な募集活動、採用活動

(5) メンタルサポート

希望者には産業医による面談の実施及び、ハラスメント対策の実施

(6) 看護職員と看護補助者との業務範囲についての見直し、業務量調整

毎月の年次有給休暇の取得率、時間外労働の算出を行いながら、負担割合を把握し、年6回開催する役割分担

推進のための委員会にて随時業務範囲の見直しを行っていく。

3.看護職員と他職種との業務分担

■看護補助者

・看護補助者を適正に配置・活用し、看護職員業務の負担軽減を図る。

・夜間看護補助者を配置することで、看護職員業務の負担の軽減を図る。

・業務分担を推進するために、院内教育を実施し、看護補助者が主体的に患者療養や抑制解除に向けた取り組みを看護職員と協働して実施できるようにする。

■MSW

・MSWを病棟配置することで、退院支援等をダイレクトに相談でき、看護職員業務の負担軽減、時間外業務の削減を図る。

■診療部（薬局）

・救急カートの薬剤定数確認、病棟ストック薬の補充業務の一部を薬局に依頼することで看護職員業務の負担軽減を図る。

■診療部（放射線科）

・病棟内で撮影可能な患者については、ポータブル撮影機を用いて放射線技師による撮影を行う。

■事務職

・入院等受付業務（入院申込み、その他家族への書類郵送手続き等）を集中化し、入院案内等各種手続きを医事課に依頼することで、看護職員が本来の看護業務に専念できる体制を整備する。

令和7年度 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画

今年度目標立案したもの

区 分		項 目 担当部署	目 標
タスクシフト・タスクシェア	1	看護補助者の配置	看護補助者を適正に配置・活用し、看護職員業務の負担軽減を図る。 夜間看護補助者を配置することで、看護職員業務の負担軽減を図る。
		看護・療育部 事務部総務課	
	2	看護補助者の 業務拡大	業務分担を推進するために、院内教育を実施し、看護補助者が主体的 に患者療育や抑制解除に向けた取り組みを看護職員と協働して実施 できるようにする。
		看護・療育部	
	3	MSW の病棟配置	MSW を病棟に配置することで退院支援等をダイレクトに相談でき、 看護業務の負担軽減、時間外業務の削減を図る。
		看護・療育部	
	4	薬剤管理	救急カートの薬剤定数確認、病棟ストック薬の補充業務の一部を薬局 に依頼することで看護業務の負担軽減を図る。
		薬局 (看護・療育部依頼)	
	5	放射線撮影	病棟内で撮影可能な患者については、ポータブル撮影機を用いて、 放射線技師による撮影を行う。
		放射線科 (看護・療育部依頼)	
	6	入院時の事務手続き、 書類手続き	入院等受付業務(入院申込み、その他家族への書類郵送手続き等)を 集中化し、入院案内等各種手続きを事務部医事課に依頼することで、 看護職員が本来の業務に専念できる体制を整備する。
		事務部医事課 (看護・療育部依頼)	
働き方	7	出産・育児・介護の 両立支援	本人申請により、妊娠・育児・家族介護中の看護職員の夜勤勤務を免 除する。その他、育児や介護の休暇等に関する制度については、『両立 支援ガイドブック』に応じて実施する。 看護職員のニーズに合わせた夜勤専従や土日勤務などを実施する。
		看護・療育部 事務部総務課	
	8	柔軟な働き方	臨時職員や嘱託職員に向けて、本人の希望を重視した勤務形態を導入 することで人材確保に努めている。
		看護・療育部 事務部総務課	
	9	残業業務の削減	セル看護提供方式導入による残業時間の削減を図っている。
		看護・療育部	
	10	教育体制の充実	感染対策のため外部研修や集合研修が困難な場合に向けて学研 e- ラーニングにて自己研鑽を行い、自身の都合に合わせた研修が受講で きるように体制を整備する。
		看護・療育部 事務部総務課	